

【発生概要】

10月24日(日)11時30分頃、胎内市役所期日前投票所にて、比例代表選出議員選挙の投票用紙を、1名の選挙人に2枚交付し、投票をさせてしまった。

期日前投票所で残票数を確認している際に、比例代表選出議員選挙の投票用紙が1枚少なかったことから判明した。

【再発防止】

- ・密状態や職員の混雑によるミスに繋がらないよう期日前投票所の入場制限を行う
- ・事務担当職員の役割分担を徹底する
- ・投票用紙交付後の残票確認を徹底する
- ・事務担当職員の増員を図る